

桜井市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（案）  
（説明資料）

【前提事項】

【目的】

太陽光発電設備の適正な設置、管理等に関し必要な事項を定めることにより、災害発生の防止、自然環境、生活環境、景観等の保全を図り、もって市民の安全及び安心並びに地域社会との調和に寄与することを目的とします。

【定義】

○太陽光発電設備

太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物に設置するものを除く。）

○事業

太陽光発電設備を設置して発電を行う事業（当該設備の設置に伴う木竹の伐採並びに切土、盛土及び埋立て等の造成工事を含む。）

○事業区域

事業の用に供する一団の土地（継続的又は一体的に事業を実施する土地を含む。）

○事業者

事業を実施する者（契約により事業の実施を請け負う者を含む。）及びその地位を承継した者

○土地所有者等

事業区域の所有者、占有者、管理者又は収益を目的とする権利を有する者

○地域住民等

事業区域の境界から 100 メートル以内の区域に存する土地又は建築物の所有者及び占有者並びに事業の実施により生活環境等に著しい影響を受けるおそれがある者

【責務の確認】

【事業者の責務】

事業者は、事業の実施に当たり、この条例及び関係法令等を遵守し、地域住民等の理解を得るとともに、災害の発生を防止し、自然環境、生活環境、景観等の保全に支障が生じないよう、常時安全かつ良好な状態を維持しなければなりません。

【土地所有者等の責務】

土地所有者等は、事業による災害の発生を防止し、自然環境、生活環境、景観等の保全に支障が生じないよう事業区域を適正に管理しなければなりません。

【市の責務】

市はこの条例に定める目的を達成するために、必要な措置を講じるものとします。

## 【市民の責務】

市民は、この条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければなりません。

## 【規制する出力、区域の設定】

### 【適用範囲】

- ・太陽光発電設備の発電出力が10キロワット以上の事業（実質的に同一と認められる事業者が同時期又は近接した時期に、実質的に同一と認められる場所で、複数の太陽光発電設備を設置する事業であって、当該総発電出力が10キロワット以上となるものを含む。）
- ・既に施工が完了している事業又は施工中の事業の太陽光発電設備の変更等を行う事業（当該変更後の発電出力が10キロワット以上となるものを含む。）

### 【事業禁止区域】

適用範囲の規定にかかわらず、事業者又は土地所有者等は、下記に掲げる区域（当該区域に事業区域の一部が含まれる場合における当該事業区域の全部を含む。以下「事業禁止区域」という。）において、事業を実施してはなりません。ただし、当該各号に規定する法律の規定に基づき太陽光発電設備の設置が認められる場合については、この限りではありません。

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地の区域
- (2) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項及び第25条の2第1項の規定により指定された保安林
- (3) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域
- (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域

### 【抑制区域】

適用範囲の規定にかかわらず、市長は、太陽光発電設備の設置が望ましくないと認める区域（以下「抑制区域」という。）において、事業を実施しないよう事業者又は土地所有者等に協力を求めるものとします。

- (1) 土砂災害その他自然災害の発生するおそれがあること。
- (2) 地域を象徴する優れた景観として良好な状態が保たれていること。
- (3) 歴史的又は郷土的な特色を有していること。
- (4) 良好な営農条件を備え、農地としての利用が優先されること。
- (5) 豊かな自然環境が保たれ、地域の貴重な資源として認められること。

## 【事前協議・届出・住民説明等】

### 【事前協議】

事業者は、届出をしようとするときは、あらかじめ事業の計画について市長と協議しなければなりません。

### 【標識の設置】

事業者は、地域住民等に事業の計画を公開し、周知するため、説明会を行う14日以上前から発電を開始する日まで、事業区域内の道路に面した見やすい場所に標識を設置しなければなりません。

### 【説明会の実施】

事業者は、事前協議が整ったときは、届出をする前に、地域住民等に対し、説明会を開催し、地域住民等の理解を得られるよう努めなければなりません。

### 【届出】

事業者は、事業に係る工事に着手しようとするときは、当該工事に着手しようとする日の60日前までに、市長に届け出なければなりません。

### 【維持管理及び保守点検】

事業者は、太陽光発電設備の適正な維持管理及び保守点検を行わなければなりません。

### 【事業終了後の措置】

事業者は、事業を終了しようとするときは、市長に届け出なければなりません。

## 【市の権限】

### 【報告徴収及び立入検査】

市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し必要な報告を求め、又は職員に事業者の事務所又は事業区域に立ち入らせ、当該事業に関する帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができます。

### 【指導及び助言】

市長は、事業者に対し、事業の適正な実施のために必要な指導及び助言を行うことができます。

### 【勧告】

市長は、事業者が次のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し、相当の期限を定めて、適切な措置を講じるよう勧告することができます。

- ・事前協議の指導に正当な理由なく従わないとき。
- ・必要な届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき。
- ・必要な維持管理を行わず、又は設備の復旧等の必要な措置を講ぜず、市長への報告を行わなかったとき。
- ・事業終了の届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は撤去若しくは適正な処理を行わなかったとき。
- ・必要な報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- ・指導に正当な理由なく従わないとき。

#### 【命令】

市長は、事業者が次のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し、当該事業の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、自然環境、生活環境、景観等の保全のため、太陽光発電設備の除却等の必要な措置を講じるよう命ずることができます。

- ・事業禁止区域において事業を実施したとき。
- ・勧告に正当な理由なく従わないとき。

#### 【公表】

市長は、命令を受けた事業者が正当な理由なく当該命令に従わないときは、当該事業者の氏名及び住所並びに当該命令の内容を公表するものとします。

#### 【国及び県への報告】

市長は、公表を行った場合は、当該公表の内容及び公表の事実を国及び県に報告するものとします。

#### 【委任】

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとします。